

盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

令和元年12月12日

総務部

1. 提案理由

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額の見直しをしようとするものである。

2. 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定

平成31年4月1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	0.09%	0.07%	0.13%

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

平成31年4月1日から給料月額を改め、その改定率は0.02%とする。

3. 施行期日 公布の日